

平成 23 年 8 月
総務省選挙部

東日本大震災に伴う地方公共団体の議会の議員及び 長の選挙期日等の臨時特例に関する法律施行令の 一部を改正する政令の概要

1 趣旨

東日本大震災に伴う地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律（以下「一部改正法」という。）の施行に伴い、公職選挙法の選挙人名簿の登録に関する規定の取扱いについて定めた規定を削除するもの。

2 概要

- ・ 東日本大震災に伴う地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律第 1 条の規定により行われる選挙について、当該選挙に係る選挙人名簿の登録及び縦覧に関する公職選挙法の規定の適用の特例を削除することとする。
- ・ その他所要の規定の整備を行う。

3 施行期日

公布の日から施行する。